

2021年度

町田市立高ヶ坂小学校

# いじめ防止基本方針

# 2021年度 町田市立高ヶ坂小学校

## いじめ防止基本方針・その取組・組織

「いじめ防止対策推進法」及び、町田市の「いじめ防止基本方針」を受け、次のように本校の「学校いじめ防止基本方針」を定めるとともに、本校におけるいじめ防止の具体的な取組、組織を定めるものとする。

### 基本方針1 いじめを「防ぐ」

#### (1) 人権教育の充実

いじめは、相手の人権を侵害する行為であり、決して許されるものではないことを子供たちに理解させる。また、子供たちが人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

- ① 「人権教育プログラム（学校教育編）」の活用
- ② 人権教育全体計画年間計画により実施

#### (2) 心の教育の推進

他人を思いやる心や人権意識を高め、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てるために、学校・家庭・地域ぐるみの心の教育を推進する。

道徳の授業では、子供たちの実態に合わせて、心情を揺さぶる教材や資料を工夫し、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れさせ、自分自身の生活や行動を省みるようにさせる。

- ① あいさつ運動（学期始め）
- ② 道徳授業地区公開講座の充実（6月26日）  
意見交換会テーマ「  
」
- ③ 「小中一貫町田っ子カリキュラム（規範教育）」の推進
- ④ 「わたしたちの道徳」「東京都道徳副読本」の活用
- ⑤ SOS の出し方に関する教育の実施（高学年）

#### (3) 体験的な活動・コミュニケーション活動の重視

子供たちが自分と向き合い、他者、社会、自然との関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心などの大切さに気付き、体得できるよう体験的な活動やコミュニケーション活動を取り入れる。

- ① 福祉体験  
3年生 アイマスク体験（総合的な学習の時間）  
4年生 車いす・点字体験（総合的な学習の時間・国語）  
6年生 デイケアサービスを訪問しよう（総合的な学習の時間）
- ② 異学年交流活動「たてわり班集会」（学期に1回）  
「たてわり班清掃」（年1回） 「子どもまつり」（特活）  
「学校たんけん・ミニ子どもまつり」（1、2年 生活）
- ③ 二中校区交流行事 6年生「二中オープンスクール」
- ④ 児童・生徒会活動 「あいさつ運動」（各学期始め）
- ⑤ 「ユニセフ募金活動」（7月）
- ⑥ 6年生 ハワイからの留学生との交流（外国語）
- ⑦ 5年生 お年寄りから高ヶ坂を学ぼう（総合的な学習の時間）

いじめの早期発見・早期対応のために、日頃から教職員と子供たちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくい場面で発生し、潜在化しやすいことを認識する。子供たちの小さな変化を察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

また、教職員の間で情報を共有し、保護者や地域にお住まいの方、関係諸機関の担当者とも連携して情報を収集し、対応する。

### (1) 実態把握

- ① 「心のアンケート」(月1回)の実施、いじめ対策委員会での情報共有・把握のためにアンケート結果を活用
- ② 「いじめ対応マニュアル(改訂版)『守る』『気付く』『防ぐ』」の活用
- ③ 「児童理解ミーティング」を月二度(月初めと終わり金曜日)もち、各学年から児童の現状を報告し、情報を共有する。
- ④ 「児童理解研修会」を学期に1回開催し、情報交換を行ったり、講師の講演を聞いたりして、いじめ実態把握に努める。
- ⑤ DVD「STOP!いじめ あなたは大丈夫?」(東京都教育委員会)の活用

### (2) 教育相談

- ① 相談体制の充実・気軽に相談できる雰囲気づくり  
担任・養護教諭・スクールカウンセラーの連携
- ② 相談窓口の紹介  
「出張教育相談の紹介」  
「町田市教育センターの教育相談の紹介」

(1) 早期対応・いじめ発見時

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている子供の悩みや苦しみを取り除くことを最優先に迅速な指導を行う。解決に向けては、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、継続的に見守る。

(2) 関係諸機関との連携

学校だけで解決が困難な事案については、教育委員会や警察、地域等の関係諸機関と連携する。

(「いじめ対応マニュアル(改訂版)『守る』『気付く』『防ぐ』」

「6 関係諸機関との連携」参照)

- ① いじめ対応サポートチーム(指導課)
- ② 子ども家庭支援センター・八王子児童相談所
- ③ スクールソーシャルワーカー(教育センター)
- ④ 民生・児童委員
- ⑤ 町田警察署、南大沢警察署、八王子少年センター
- ⑥ 学校サポートチーム

## II いじめ対応の具体的な取組

初期対応の流れ	取 組
1 いじめの発見・認知  2 報告(5W1Hを正確に) 「誰が」「いつ」「どこで」 「誰と」「何をした」 「どのように」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級担任、教職員による観察</li> <li>○子供・保護者の訴え</li> <li>○「心のアンケート」</li> <li>○教育相談</li> <li>○外部からの情報</li> <li>○発見者及び認知者は、直ちに主任教諭、主幹教諭、校長・副校長に報告</li> </ul>

町田市立高ヶ坂小学校	
<p>3 事実確認と情報整理及び 関係保護者への連絡・説明</p> <p>※ 訴えには、 「あなたを全力で守る。」 「お子さんを全力あげて 守る。」 と伝える。</p>	<p>○いじめの態様の把握・教育委員会へ第一報</p> <p>○当該の子供、関係者からの聞き取り</p> <p>□話しやすい人や場所等の配慮</p> <p>□複数の教職員で聞き取り</p> <p>□情報提供者の秘密を守る</p> <p>○関係保護者へ連絡・説明（家庭訪問が原則）</p>
<p>4 情報共有と共通理解及び 校内体制の編成</p>	<p>○会議等で情報共有 (指導・援助方針の共通理解、役割分担)</p> <p>○スクールカウンセラーやいじめ対応サポートチーム (指導課)、スクールソーシャルワーカーとの連携</p>
<p>5 子供への指導及び 保護者との連携</p>	<p>○被害者（いじめられた子供）へ 徹底して味方になる。表面で判断せず支援を継続 する。</p> <p>○加害者（いじめた子供）へ いじめの背景を理解し、行為について毅然と指導 する。</p> <p>○観衆・傍観者（周りの子供・見聞きした子供）へ 学級・学年等全体の問題として、教師が子供と ともに真剣に取り組む姿勢を示す。</p>
<p>6 関係諸機関との連携及び 継続観察・状況確認</p>	<p>○教育委員会へ経過を報告するとともに、関係諸機関と の連携を図る。</p> <p>○被害者等への心のケアを優先し、関係の子供等につい て、継続観察及び状況確認を行う。</p> <p>○必要に応じて、保護者会の開催など、当該学級の 保護者等への説明方法を検討する。</p> <p>○事実・対応経過の記録、情報等を整理する。</p>

### Ⅲ いじめ対応の組織

町田市立高ヶ坂小学校

#### いじめ対応チーム

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、いじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置する。このチームを中心として、全教職員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。

【構成】（校務分掌組織図に位置付ける）

校 長		副校長		生活指導主任	
教育相談担当		養護教諭		スクール カウンセラー	
当該学年主任		当該学級担任		関係教員	

※ 必要に応じて、いじめ対応サポートチーム（指導課）、スクールソーシャルワーカーと連携する。